

第 5 次
松川町環境基本計画
令和 7 年度～令和 10 年度
【骨子案 2】

令和 6 年 月
長野県松川町

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	○
①計画の背景.....	○
②計画策定の趣旨.....	○
③計画の位置づけ.....	○
④ウェルビーイング及びSDGsとの関係.....	○
第2章 計画の構成と期間.....	○
①計画の構成.....	○
②計画の期間.....	○
第3章 計画のあり方.....	○
①対象地域及び環境の範囲.....	○
②計画の主体.....	○
③進行管理(案).....	○
第4章 具体的目標と基本施策(案).....	
①施策体系.....	○
②基本方針1「水環境などの保全」.....	○
③基本方針2「循環型社会の形成」.....	○
④基本方針3「脱炭素社会の構築」.....	○
⑤基本方針4「自然環境の保全と利用」.....	○
⑥目標指標一覧.....	○
資料編.....	○
用語解説.....	○
松川町環境保全条例.....	○
環境審議会委員名簿.....	○
諮問・答申.....	○
策定経過.....	○

第1章 計画策定の趣旨

①計画の背景

近年、各地で強い台風の増加、異常な猛暑、大規模な豪雨などの気候変動（異常気象）が生じています。これらは地球温暖化による気候変動の影響であり、温室効果ガスの排出や森林破壊が主な原因とされています。これらの変動は人命や財産に深刻な影響を与え、社会経済においても大きな損失をもたらしています。

最近の世界的な環境問題の課題として、海洋プラスチック問題や森林破壊、気候変動、エネルギー需要の増加に伴う化石燃料の使用や、温室効果ガスの排出が深刻な問題として挙げられます。こうした環境問題が増大すれば、海面上昇による沿岸地域への影響、生物多様性の喪失、食物連鎖の乱れなど、私たちの生活基盤に多大な影響を及ぼすほか、社会環境の維持発展に支障が生じることが懸念されます。

多様な課題を克服し、松川町の豊かで美しい自然と良好な生活環境を、未来を担う子どもたちの世代に引き継いでいくためには、国や地方自治体はもとより、町民や事業者といったあらゆる主体の参加を得ながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会環境を構築する必要があります。また、松川町の地域資源を活かしたエネルギー事業を地域からつくるなど、温暖化対策を進めながら、地域内経済の循環と持続性を高めることも重要です。

このような社会環境の変化により、平成31年に策定された「第4次松川町環境基本計画」を見直し、「第5次環境基本計画」を策定します。

表：松川町の気候（松川町気象観測サイトより、観測地点：松川町役場）

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年平均気温	13.4℃	13.4℃	13.2℃	13.1℃	13.8℃
年最低気温 (観測日)	-7.7℃ (1月1日)	-7.3℃ (12月21日)	-7.4℃ (1月9日)	-9.2℃ (1月2日)	-10.0℃ (1月26日)
年最高気温 (観測日)	36.2℃ (8月13日)	37.8℃ (8月17日)	37.6℃ (8月5日)	37.4℃ (7月1日)	37.1℃ (8月12日)
35℃以上 猛暑日数	9日	15日	6日	11日	19日

②計画策定の趣旨

本計画は、川町環境保全条例に記載のあるとおり「人の輝く緑と水と太陽のまち」まつかわを目指し、産業の振興と調和を図り、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ことを目的に町、事業者及び町民の役割を理解し、実行していくことを目的としています。

松川町環境保全条例（抜粋）

（目的）

第1条 松川町は「人の輝く緑と水と太陽のまち」まつかわを目指し、産業の振興と環境の調和を図り、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、この条例を制定する。この条例は、町の環境の保全及び創造について基本理念を定め町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

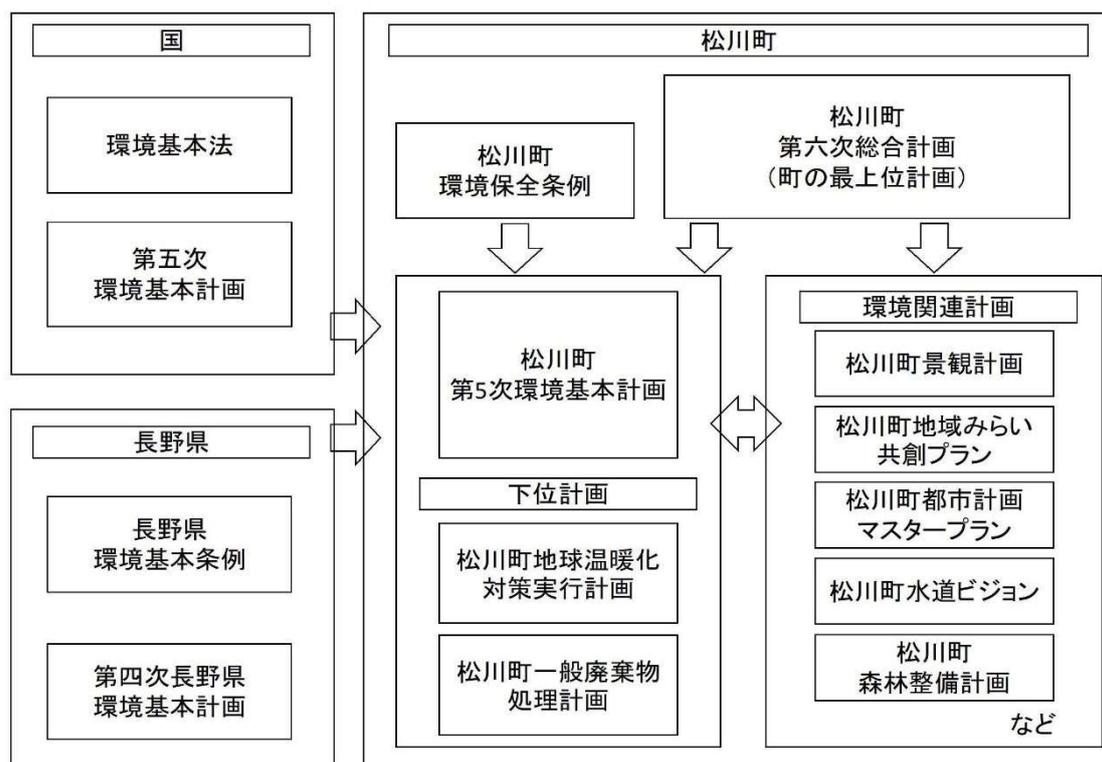
第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる、健全で恵み豊かな環境を受ける権利があり、なおかつその環境を将来の町民に引き継いでいく責任があることを理解したうえで、積極的に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が自然から多く恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共に生きていくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源・エネルギーの合理的かつ循環的利用などにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く係っていることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に役立つよう行われなければならない。

③計画の位置づけ

松川町環境基本計画は、環境保全条例7条「環境基本計画」及び、環境基本法第7条「地方公共団体の責務」に基づき、策定しています。

また、「第6次松川町総合計画」にある町の将来像やこれに向けた方針・取り組みと整合を図り、達成するため個別の分野について、より具体化する計画です。



④ ウェルビーイング及びSDGs との関係

「第6次松川町総合計画」において、基本的指針となっている、町民の幸福度・暮らしやすさをわかりやすく可視化するための「ウェルビーイング（地域幸福度）指標」に併せて、国際社会共通目標である持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、具体的な施策や数値目標を定め、そのほかの関連計画とも整合を図り、策定しています。



第2章 計画の構成と期間

①計画の構成

第5次松川町環境基本計画は、基本理念、基本目標、基本方針、基本施策の4つで構成されています。

○基本理念

第5次松川町環境基本計画は、松川町環境基本条例第1条の目的である「人の輝く緑と水と太陽のまち」まつかわの実現を目指し、「町の環境保全及び創造」について、同条例第3条に記載のある以下の4つを基本理念と定めます。

1. 「環境の保全及び創造の積極的な実施」

すべての町民が健全で恵み豊かな環境を受ける権利があり、その環境を将来の町民へ引き継ぐ責任があることを理解したうえで、積極的に行なうこと。

2. 「自然と人の共存」

人が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮したうえで、自然と人の共存を目的として行なうこと。

3. 「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」

環境資源及び環境の価値が有限であることを認識し、資源・エネルギーの合理的かつ循環的利用などにより、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として行なうこと。

4. 「地球環境の保全」

地域環境が地球環境と密接しているから、すべての事業活動及び日常生活で地球環境の保全に役立つように行うこと。

○基本目標

基本理念を実現するため、施策別に2つに示したものです。

1. 安心・安全な住みよいまちをつくる
2. 持続可能な社会をつくる

○基本方針

基本目標の達成に向けて、4つの基本方針のもと、施策を展開します。

○基本施策

4つの基本方針に基づいて、分野別に12の具体的な施策を示したものです。

②計画の期間

この計画は令和7年度から令和10年度までの4か年を計画期間とし、4年後の令和10年度には、第7次松川町総合計画策定に合わせて、新規計画の策定をします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画策定	第5次松川町環境基本計画(本計画)				
				次期計画策定	次期計画

第3章 計画のあり方

①対象地域及び環境の範囲

本計画が対象とする地域は松川町全域とします。

対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境及びそれらの環境を支える地球環境とし、町全域に関わるものとします。

②計画の主体

計画を実行する主体は、町民、事業者、町と町に拠点を置き、あるいは活動をする方すべてを対象とします。それぞれの主体が以下の果たすべき役割を認識し、自主的に取り組んでいくとともに相互に協働、連携していくことが大切となります。

町民	<ul style="list-style-type: none">・できることから自主的に実践する。・地域の環境保全活動に積極的に参加する。・行政などが推進する環境施策や事業に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に環境保全の視点を積極的に取り入れる。・環境保全のための自主的な取り組みを実践する。・行政や町民の環境に関する取り組みに協力する。
町	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する施策を推進するための仕組みを整備する。・町民や事業者の取り組みへの支援をする。・環境保全のための事業展開を実践する。・国、県、近隣市町村と連携する。

③進行管理

第5次松川町環境基本計画を実行性のある計画とするためには、計画の進行管理が重要になります。

そのため、下図に示すとおり、PDCAサイクル(Plan・Do・Check・Action)に基づき、進行管理を行います。

○施策の実施状況の把握

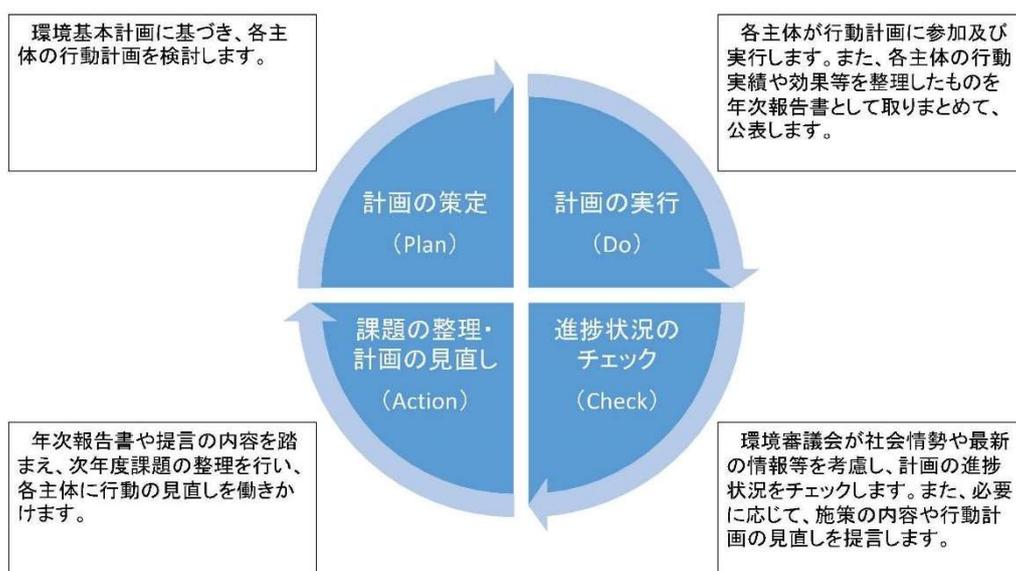
本計画に記載のある施策の実施状況については、数値目標のあるものでなく、数値として表現できていない施策についても、毎年、各担当課で具体的事業の内容を把握し、計画の適切な進行管理を行います。

○施策の実施状況の公表

上記で把握した各施策実施状況を取りまとめ、その結果を松川町環境審議会にて報告をします。

○施策の見直し

計画期間中であっても松川町総合計画や一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画をはじめとした他の計画との関連、法律などの改正、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行います。

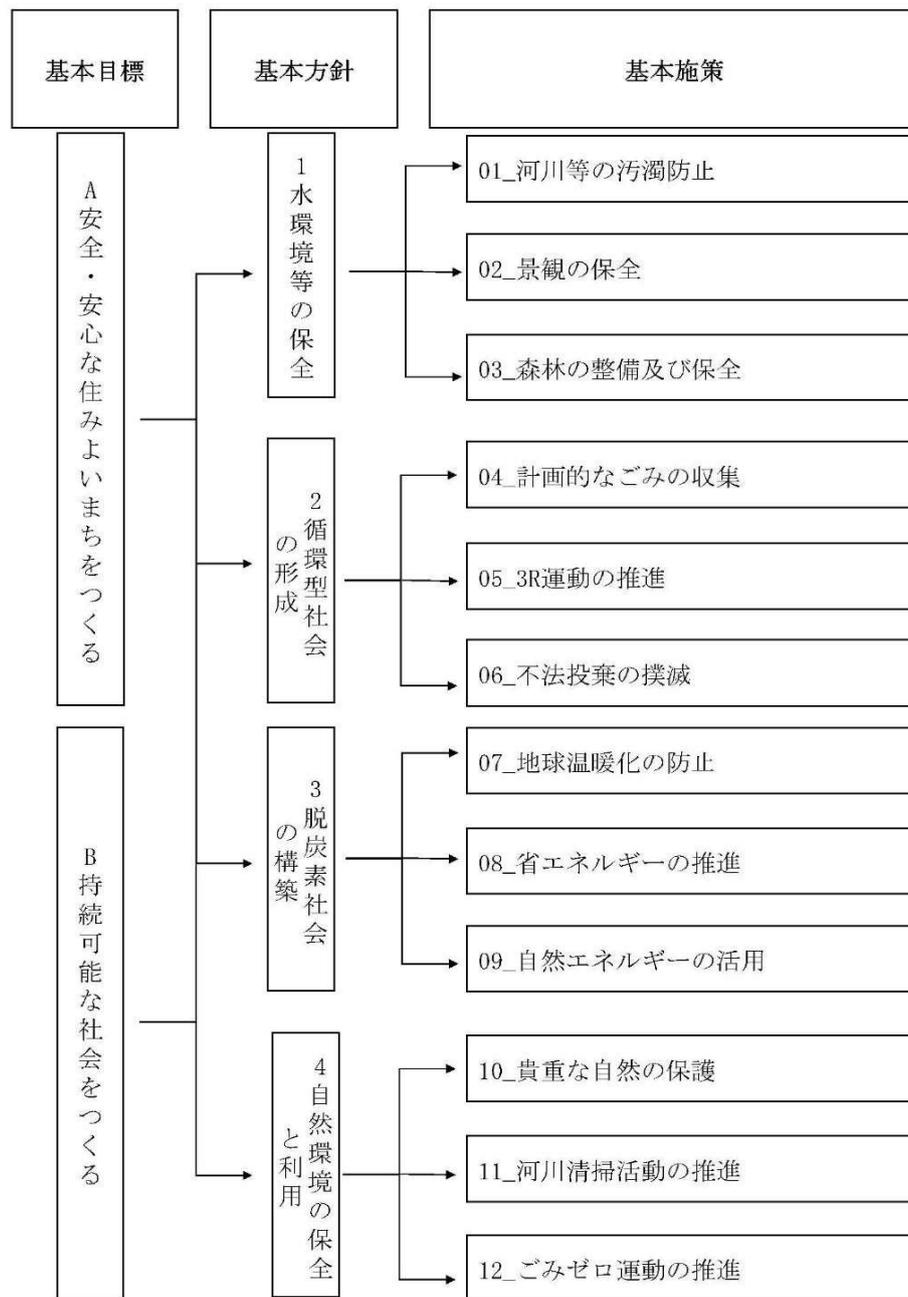


第4章 具体的指標と基本施策

①施策体系

本計画は、下図に示す通り、目指すべき基本理念を実現するための段階的施策構成、すなわち2つの基本目標、4つの基本方針、そして、具体的計画項目である12の基本施策からなる体系として、整理できます。

なお、本計画では、すべての施策について記載するのではなく、重点事業のみ記載しています。



②基本方針1「水環境などの保全」

水環境などの自然環境を保全することは、私たち自身の生活と健康、農業及び工業などのさまざまな資源になるだけでなく、持続可能な社会の形成に密接に関わっています。

しかし、近年では、河川への不法投棄や生活排水の排出などによる河川汚濁、看板などの建設物の乱立による美しい地域景観の維持及び、森林の管理放棄などが課題となっています。水環境などの自然環境の悪化は住民生活だけでなく、生態系にも大きな影響を与えることとなります。

現在抱える課題を明確にしたうえで、町民、事業者、町全体で連携及び実践していくことで、環境問題への理解を深め、良好な生活環境の確保を目指します。



01_河川などの汚濁防止

〈現 状〉

継続的に実施している河川の水質検査においては、環境基準を満たす結果ではありませんが、一部箇所では高い数値の項目が確認されています。

〈課 題〉

恒常的に高い数値が確認されている箇所については、公民館青年学級水質検査班などの関係機関と情報共有を行い、対策を講じる必要があります。

〈方 針〉

河川、農業用水などの水質保全のため、水質の監視と汚濁防止対策を行います。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none">・水質検査を継続して実施し、油の流出などの異常が生じた場合には迅速に対応します。・水質検査の結果から大腸菌などの環境に悪影響を及ぼす恐れがある項目の数値が高い場合には、原因究明に努めます。	住民税務課



02_景観の保全

〈現 状〉

建設物建設や看板などの設置により、地域の景観を維持していくことが難しくなってきています。

（課 題）

看板などの乱立を防ぐため、地域での合意形成が大切になります。

〈方 針〉

地域の優れた景観の保全と周辺地域との調和を図るため、景観計画及び屋外広告物などの適正な運用が行われるように啓発を行います。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域固有の美しい景観の保全のため、地域の自主的な取り組み、意識の醸成を図ります。 ・ 良好な景観育成が後世にわたり、持続性をもって住民、地域、事業者などが取り組めるよう情報提供及び助言、支援を行います。 	<p style="text-align: center;">建設水道 リニア対策課</p>

03_森林の整備及び保全



〈現 状〉

森林浴などの心身健康の期待が高まる中、およりの森が森林セラピー基地として認定されており、地域住民による環境整備及び管理が進んでいます。

〈課 題〉

林業従事者の減少及び管理放棄などにより、森林の適正管理が行き届いていないため、改善する必要があります。

〈方 針〉

森林環境譲与税などを有効活用し、適正に管理を実施することで豊かな森林づくりを推進するとともに、災害に強い森林づくりにもつなげていきます。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画についての協議及び適正管理を行うとともに、計画に基づき、森林施業の推進を実施します。 ・ 地域協働による里山整備への支援を行います。 ・ およりの森周辺一帯の整備、管理などを適正に実施します。 	<p style="text-align: center;">産業観光課</p>

③基本方針2「廃棄物の適正処理の推進」

生活及び事業を行っていくうえで、すべての者が、自らが廃棄物などの排出者であり、環境に負荷を与える一方で循環型社会の担い手であることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動に取り組む必要があります。

家庭ごみの排出量は減少傾向にありますが、燃やすごみに占める資源となるごみの割合は、時期によりさまざまに不安定な結果となっており、徹底した分別が行われていません。また、主要道路や森林などの常習箇所における悪質な不法投棄も散見されます。

将来に向けた環境保護や資源の有効活用、公衆衛生の維持などにつなげていくために、町民や事業者の協力を得ながら、廃棄物の適正処理を推進します。



04_計画的なごみの収集

〈現 状〉

広報媒体を有効活用し、ごみの減量の呼びかけや排出されたごみの内容物などについても周知を行っています。

〈課 題〉

子どもたちにもごみの減量の必要性を考えてもらうなど、引き続きごみの分別を徹底して行い、不適合物の混入を防止することでごみ排出量の削減につなげます。

〈方 針〉

燃やすごみや資源ごみ、埋立ごみなどの収集・処理を計画的に実施します。

町の取り組み（施策）

- ・町のごみ排出状況を発信し、適切なごみ分別を推進します。
- ・関係部署と連携のうえ、幅広い年齢層の方が参加できるようエコバスツアーを実施します。
- ・費用及び処理方法などを公開し、幼少期からごみに関心を持ってもらえるように努めます。
- ・ごみ分別を推進することで埋立ごみの減量化を目指し、一般廃棄物最終処分場の延命化に努めます。

住民税務課



05_3R 運動の推進

〈現 状〉

プラスチック資源に係る分別方法の変更に伴い、資源化可能量拡大を目指していますが、ごみ排出量に占める燃やすごみ（生ごみ）が依然として多い現状です。

〈課 題〉

一般家庭における食品ロス削減に取り組む必要があります。

〈方 針〉

ごみ発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)、3つのRに取り組むことで、環境負荷の少ない社会の構築に努めます。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none">・ 広報を有効活用し、食べ残しなどの食品ロス削減を目的に「残さず食べよう！2010 運動」の推進を行います。・ 出前講座などを有効考活用し、正しいごみ分別方法を発信し、資源化が可能となるごみの燃やすごみへの混入防止に努めます。	住民税務課

06_不法投棄の撲滅



〈現 状〉

各区会選出の環境調査員による現地調査や看板設置により啓発を行っています。

〈課 題〉

飲み物の空き容器などをみだりに捨てる「ポイ捨て」は未だ後を絶ちません。

〈方 針〉

現地調査などの活動の継続に加えて、地域住民や事業者など協働した対策を検討します。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none">・ 定期的に町内の不法投棄パトロールを実施します。・ 広報などで町内における不法投棄の現状を発信し、再発防止に努めます。・ 不法投棄がされやすい重点箇所については、必要に応じて看板や監視カメラなどを設置します。	住民税務課

④基本方針3 「脱炭素社会の構築」

地球温暖化に代表される地球規模での異常気象や自然災害の頻発などの環境問題により、地域社会、社会や経済活動に多大な影響を及ぼしています。

これ以上、環境問題を深刻化させないために、日常生活や事業活動を見直して、環境へ配慮した行動と環境負荷を軽減する取り組みを実践することが重要です。また、松川町では、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を適用した太陽光発電事業を実施しており、特別会計余剰金を一般会計へ繰り出し、子育て支援施策へ充てています。

脱炭素社会の構築を目的に町民及び地域環境に配慮をしたうえで、省エネルギー及び自然エネルギーの利用拡大を目指していきます。



07_地球温暖化の防止

〈現 状〉

地球温暖化を代表とする環境問題に対して、町民の関心が高まってきています。

〈課 題〉

日常の生活や事業活動の中で環境問題に配慮した取り組みが必要です。

〈方 針〉

町内及び公共施設からの温室効果ガス排出量の削減のため、エネルギーの節約や効率化を図ります。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（事務事業編、区域施策編）に基づき、取り組みます。 地球温暖化に関するワークショップなどを実施し、地球温暖化の原因や仕組み、防止策について、情報を発信します。 	住民税務課



08_省エネルギーの推進

〈現 状〉

庁内においても、エネルギーの節約に取り組んでいるが、町全体の温室効果ガス排出量は横ばい傾向にあります。

〈課 題〉

具体的な省エネルギー行動につながる取り組みを推進することでエネルギー効率を改善していきます。

〈方 針〉

日常生活や事業活動での省エネルギーを推進するとともに、積極的に建物や設備の省エネルギー化を推進します。

町の取り組み（施策）	
・松川町から排出される温室効果ガスの状況や脱炭素まちづくりに関する情報などを発信します。	住民税務課
・公用車の購入や買い替えの際には、電気自動車やハイブリット車などの次世代自動車の購入を積極的に検討します。	総務課



09_自然エネルギーの活用

〈現 状〉

事業者による発電施設の設置については、町のガイドラインや長野県の条例に基づき、周辺の住民や環境などに配慮した設置に努めています。

〈課 題〉

自然エネルギーの活用については、新しいシステムなどの情報収集を行い、時代に合った適切な補助事業の構築を検討します。

〈方 針〉

脱炭素社会を目指す中で再生可能エネルギーである自然エネルギーの有効利用のため、自然エネルギー利用システムの利用を推進します。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none"> ・長野県条例との併用について、町のガイドラインの見直しを検討するとともに、適正に運用されるように事業者及び住民への周知、説明を行います。 ・情報収集を行い、時代に即した補助事業の構築を検討します。 ・各種補助事業について、広報などを有効活用し、自然エネルギーを推進できるように情報発信を行います。 	住民税務課

⑤基本方針4 「自然環境の保全と利用」

環境保全活動は美しいまちを将来の世代へ引き継いでいくための取り組みであり、行政だけでなく、町民、事業者などが協力し合い、生活環境及び自然環境の保全、広い意味では、地球温暖化防止にもつながる身近で幅広い取り組みといえます。

こうした活動は、多くの町民や事業者の理解と参加が必要となります。現在抱えている活動の担い手の高齢化などの問題への対策のため、今後はより幅広い世代が地域活動に参加してもらえるよう施策の工夫が必要となります。

町民、事業者、町全体が連携し合うことで環境と共生するまちづくりができるようにパートナーシップによる環境保全活動の推進を行います。



10_貴重な自然の保全

〈現 状〉

天竜川河原には天然記念物の「ツツザキヤマジノギク」の自生が確認されています。

〈課 題〉

未だ生態が解明されていない希少な花ですが、近年の大雨による出水で保護区が流れてまうほか、「オオキンケイギク」などの外来種の侵入・繁茂により個体数が年々減少しています。

〈方 針〉

天然記念物であるツツザキヤマジノギクの保護活動を推進します。

町の取り組み（施策）

- ・ 広報を活用し、多くの方に花の存在を知ってもらうように努めます。
- ・ 関係機関と連携を取り、保護方針を定めます。
- ・ ツツザキヤマジノギク保全協会を組織及び運営することで、年間を通じた保護活動を行います。

教育委員会
生涯学習課

11_河川清掃活動の推進



〈現 状〉

天竜川、片桐松川など、親しみある清流の水面が映える河川とするため、周辺の整備を行っています。

〈課 題〉

根本的な問題解決のためには、継続的な除草作業及びごみを捨てさせない環境づくり

が必要になります。

〈方 針〉

河川や水辺の環境を保全し、河川機能を維持するため、河川清掃活動を通して、環境維持と河川環境保全への啓発を行います。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none">・町内河川一斉清掃実施時に、原材料などの支給を行います。・定期的な河川のパトロールを行い、河川環境保全を行います。・関係機関と連携を取り、川底の堆積土砂除去や湖畔林の整備を行います。	建設水道 リニア対策課

12_ごみゼロ運動の実施



〈現 状〉

区会、自治会や各事業所によるごみゼロ運動の実施により、町内の景観悪化が免れています。

〈課 題〉

根本的な問題解決のためには、継続した取り組みと幅広い年齢層による事業参加による町全体として対策をとる必要があります。

〈方 針〉

ごみゼロ運動を通じて「自分のごみは自分で持ち帰る」という意識の向上を図り、より良い環境づくりを推進します。

町の取り組み（施策）	
<ul style="list-style-type: none">・町内の区会、自治会、各事業者などの団体によるごみゼロ運動の実施を依頼します。・ごみゼロ運動において回収したごみについて、分別や処理など活動の支援を実施します。	住民税務課

⑥目標指標一覧

【基本方針別の目標指標】

1. 水環境などの保全

指標	実績値 (R5)	目標値 (R10)
大腸菌数	9CFU/100ml	300CFU/100ml

2. 循環型社会の形成

指標	実績値 (R5)	目標値 (R10)
燃やすごみ排出量	1,614t	1,533t
町民1人1日あたりごみ排出量	514g	462g
家庭用生ごみ処理機購入補助件数(累計)	992件	1,056件
不法投棄処理件数	27件	24件

3. 脱炭素社会の構築

指標	実績値 (H25)	目標値 (R12)
町の温室効果ガス排出量	89千t-CO2	48千t-CO2

※松川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる目標に合わせてあります。

指標	実績値 (R5)	目標値 (R10)
住宅用蓄電池設置費補助件数(累計)	77件	157件
住宅用太陽熱温水器設置補助件数(累計)	34件	46件
森のエネルギー推進事業補助件数(累計)	36件	48件
雨水貯留施設設置補助件数(累計)	20件	24件

4. 自然環境の保全と利用

指標	実績値 (R5)	目標値 (R10)
地域を知る講座などの駆除活動・観察会参加者	130人	130人

【ウェルビーイングに係る目標指標（主観データ）】

指標	実績値 (R5)	目標値 (R10)
自然環境	54.9	63.0
自然の恵み	65.2	65.7
環境共生	55.0	59.5
自然災害	45.4	51.2

松川町環境保全条例

平成 11 年 6 月 22 日

条例第 16 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 基本的施策等(第 7 条—第 12 条)
- 第 3 章 日常生活の環境配慮(第 13 条—第 18 条)
- 第 4 章 公害の防止(第 19 条—第 28 条)
- 第 5 章 松川町環境審議会(第 29 条—第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・33 条) 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 松川町は、「人の輝く緑と水と太陽のまち」まつかわを目指し、産業の振興と環境の調和を図り、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、この条例を制定する。この条例は、町の環境の保全及び創造について基本理念を定め町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害とは、事業活動及び人の活動に伴つて発生する生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 町民とは、松川町に住居を有する者及び松川町の地域に滞在する者及び一時的に滞在する者をいう。
- (4) 事業者とは、松川町内において財貨及びサービスの生産又は提供が人及び設備を有して継続的に行われる経済活動で、建設業、製造業、卸・小売業、飲食業、サービス業及び農業等の事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての町民が、健康で文化的な生活を営むうえで必

要とされる、健全で恵み豊かな環境を受ける権利があり、なおかつその環境を将来の町民に引き継いでいく責任があることを理解したうえで、積極的に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が自然から多く恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人々が共に生きていくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源・エネルギーの合理的かつ循環的利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く係っていることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に役立つよう行われなければならない。

(町長の責務)

第4条 町長は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町長は、自らその社会経済活動に際して、環境の保全及び創造に役立つ取組みを率先して実行するとともに、町民及び事業者の環境の保全及び創造に役立つ取組みを支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において資源・エネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等により、生活環境を快適に保持するよう努めなければならない。

- 2 町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策等

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、松川町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 町長は、環境基本計画を定めるに当っては、町民の意見が反映されるよう努めるとともに、松川町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 町長は、環境基本計画を定めたとき又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（規制的措置）

第8条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な環境基準を規則で定めることができる。

2 前項に定めるもののほか、町は、国・県の講ずる規制措置を町民及び事業者が遵守することに関し必要な指導に努めるものとする。

（経済的措置）

第9条 町は、事業者又は町民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他の適切な処理をするよう誘導するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（環境教育及び環境学習の推進）第10条 町は、事業者及び町民の環境の保全及び創造についての関心と理解が深められるよう、関係団体と協力して環境教育及び環境学習の推進に努めなければならない。

（町民等の自発的な活動の推進）

第11条 町は、事業者、町民及び民間団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な景観の形成）

第12条 町は、豊かな自然と個性豊かな環境を確保するため、美しい緑地及び農地の保全、歴史的文化施設の保全並びに活用その他の良好な景観の形成に関し必要な措置を講じなければならない。

第3章 日常生活の環境配慮

（燃焼不適物の焼却禁止）

第13条 何人も、焼却に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有毒ガス等を発するおそれのあるものを焼却してはならない。

（埋立て及び焼却の抑制と土壌汚染の防止）

第14条 何人も、廃棄物の処理に当っては、埋立て及び焼却処分を最小限として、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めなければならない。2 何人も、土壌汚染を防止するために、汚染原因となる物質を埋め立てたり排出したり又は投棄してはならない。

（ポイ捨て等の禁止）

第15条 何人も、公園、駐車場、道路、河川、山林その他公共の場所及び住民が所有

し又は管理する場所に空き 缶、たばこの吸い殻、紙くず等をポイ捨てしてはならない。

(水質の汚濁防止)

第 16 条 何人も、河川又は井水の浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(騒音及び悪臭の防止)

第 17 条 何人も、快適な生活を阻害するような騒音及び悪臭を発生させないよう努めなければならない。

(大気汚染防止)

第 18 条 何人も、大気汚染防止のため汚染原因となる物質を含む製品を使用しないよう心掛けるとともに、大気中 に放出しないよう努めなければならない。

第 4 章 公害の防止

(事業計画書の届出等)

第 19 条 公害を防止し、良好な環境の保全及び創造をするため、県に届出義務を有する事業を除き、規則で定める 事業(以下「特定事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により町長に届け出て、公害防止施設について確認を受けた後でなければ、当該施設についての工事に着手してはならない。

(1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 事業の種類及び規模

(3) 公害防止施設の構造又は処理の方法

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする場合においても、同項の規定を準用する。

3 町長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。(特定事業の実施の制限)

第 20 条 前条の規定による確認を受けたものが、当該確認事項について工事を完了したときは、町長に届け出て検査を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して 7 日以内に行わなければならない。

(特定事業以外の事業計画の提出等)

第 21 条 町長は、県に届出義務を有する事業であっても、当該地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、あらかじめ当該事業に係る計画書等の提出・事前説明及び協議等を求めることができる。

(勧告)

第 22 条 町長は、第 20 条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者 に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害防止について期限を定めて必要な措置を行うよう勧告すること ができる。

2 町長は、事業活動により公害が発生したとき、又はこの条例で定める環境基準に適合しないときは、当該事業者に対し、施設の構造又は処理方法の改善その他公害防止について期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できる。

3 前 2 項の勧告を受けたものが、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに町長に届け出て検査を受けなければならない。

(命令)

第 23 条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が、定められた期限内に当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに町長に届け出て検査を受けなければならない。

3 町長は、第 1 項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(協定の締結)

第 24 条 町長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるときは、事業者と環境 の保全及び創造に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(苦情の処理等)

第 25 条 環境の保全及び創造に関する苦情又は紛争が生じたとき、当事者は町長に対してその苦情又は紛争処理に 係る和解の斡旋を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申し出があったときは、速やかに実情を調査し、その苦情又は紛争について適正に 解決するよう努めなければならない。

3 町長は、前項の規定による苦情又は紛争を処理するにあたって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第 26 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業を行おうとしている事業者又は特定事業を行っている事業者に対して、報告を求め又は職員をして事業所その他の場所に立入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(罰則)

第 27 条 第 23 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1項又は同条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第20条第1項の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (3) 第22条第1項に規定する勧告に従わなかった者
 - (4) 第22条第2項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (6) 第26条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたもの又は立入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第5章 松川町環境審議会

(設置)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、松川町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例において意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査又は審議するものとする。

(組織等)

第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

第6章 雑則

(環境調査員)

第32条 町長は、町の環境美化の推進を図り、良好な生活及び自然環境を保全することを目的とし、環境調査員を設置するものとする。

2 環境調査員に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年9月1日から施行する。

(松川町公害防止条例の廃止)

2 松川町公害防止条例(昭和54年松川町条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の松川町公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

用語解説

○SDGs →P○、○

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015（平成27）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17のゴール（目標）のこと。17のゴールとゴールごとに設定された169のターゲットから構成される。

○温室効果ガス →P○、○

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）・パーフルオロカーボン類（PFCs）・六フッ化硫黄（SF₆）の6種類。

○環境基準 →P○、○

大気の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。

○気候変動 →P○、○

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

○再生可能エネルギー →P○、○

太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

○再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT） →P○、○

再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

フィードインタリフ制度（「Feed in Tariff」、略称：FIT）ともいわれる。

○次世代自動車 →P○、○

電気自動車（EV車）、プラグインハイブリット自動車、ハイブリット自動車、燃料電池自

自動車など地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO2）排出量が少ない環境に優しい自動車のこと。

○循環型社会 →P○、○

「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

○省エネルギー →P○、○

石油や石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

○食品ロス →P○、○

消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生。

○森林経営管理制度 →P○、○

適正な経営管理が行われていない民有林について、町が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある森林経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するもの。

○スマートムーブ通勤 →P○、○

長野県が主導する、ノーマイカー通勤（公共交通機関の利用、自転車・徒歩による通勤又は在宅勤務によるマイカー通勤の削減）または、通勤（燃費の把握やふんわりアクセル等を取り込んだ運転）を含めた通勤方法。

○3R（リデュース・リユース・リサイクル） →P○、○

Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分の優先順位で廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められていると定められている。

○脱炭素 →P○、○

地球温暖化の原因となっている炭素の排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指すこと。

○残さず食べよう！20・10（にいまる・いちまる）運動 →P○、○

食品ロスを減らすため、外食の中でも食べ残しが多い宴会で、始めの20分間と最後の10分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないように呼びかける取組。

（※長野県では30・10運動を提唱していますが、松川町では独自に20・10運動を提唱しています。）

環境審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会 長	米山 郁子	松川町議会 社会文教常任委員長
副会長	細田 勉	松川町商工会 会長
委 員	坂巻 勲	みなみ信州農業協同組合松川支所 営農課長
委 員	佐々木 孝子	松川町農業委員会 委員
委 員	米山 由子	松川町女性団体連絡会 理事
委 員	正井 広昭	松川町環境調査員
委 員	山崎 隆	松川町公民館長
委 員	小椋 吉範	文化財保護審議委員会 委員
委 員	橋爪 和也	長野県地球温暖化防止活動推進員
委 員	鎌倉 正孝	東京スプレー株式会社 飯田営業所長
委 員	知久 克志	一般公募
委 員	小川 隼人	一般公募
委 員	保城 充子	一般公募
委 員	久保田 菜美子	一般公募

諮問・答申

諮問

6 松住税第 106 号
令和 6 年 8 月 16 日

松川町環境審議会会長 様

松川町長 北沢 秀公

第 5 次松川町環境基本計画の策定について（諮問）

松川町環境保全条例（平成 11 年条例 16 号）第 29 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

○諮問

第 5 次松川町環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和 年 月 日

松川町長 北沢 秀公 様

松川町環境審議会
会長 米山 郁子

第 5 次松川町環境基本計画に関する答申（案）

令和 6 年 8 月 16 日付けで諮問のありました第 5 次松川町環境基本計画について、慎重に審議した結果、適切なものと認めます。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程における各委員の意見を十分に尊重するように要望します。

策定経過

日時	会議名
令和6年8月6日	第1回環境審議会
	第5次松川町環境基本計画の策定について
令和6年10月9日	第2回環境審議会
令和〇年〇月〇日	第3回環境審議会
令和〇年〇月〇日	パブリックコメント（令和7年〇月〇日まで）
令和〇年〇月〇日	第5次松川町環境基本計画に関する答申